

◎新潟県告示第914号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMINACA）及びその塩類
- (2) [(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン（通称名：LSZ、LA-SS-Az）及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名：4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MFPVP）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年8月31日